

いわき市観光バスツアー Q&A

Q1. 補助対象者は、市内・市外の事業者に限らないのか？

A : 市内への観光誘客が目的であることから、補助対象者は市内・市外の事業者の限定はありません。

Q2. 宿泊施設について、キャンプは対象外だが、グランピングは対象となるのか？

A : グランピングは、簡易宿泊業の許可を取得しており、GOTOの対象施設となっていることから、宿泊対象施設となります。

Q3. ハワイアンズは、宿泊施設に該当するのか、有料観光施設に該当するのか？

A : ハワイアンズに宿泊した場合は、宿泊施設といたします。

他の旅館等に宿泊し、プール等を利用した場合は、有料観光施設といたします。

※ ハワイアンズに宿泊し、施設内で食事をした場合は、宿泊のみ該当といたします。

Q4. ハイエース等は含まれるのか？

A : ミニバス(中型車)、座席数が9~13名程度の車両は補助対象となります。

Q5. GO TO、県民割との併用は可能か？

A : 旅行に対する他のバス補助制度を活用した場合を除くとしているので、GO TO、県民割との併用は可能です。

Q6. 弁当は、食事として認められるのか？

A : 弁当は、市内で製造・販売されたお弁当であれば、食事として認めます。

市外から、購入し持ち込んだお弁当は、対象外となります。

Q7. 補助金は、ツアー終了後、何日ぐらいで振り込まれるのか？

A : ツアー終了後、実績報告書を(一社)いわき観光まちづくりビューローに提出頂きます。

提出頂いた書類を審査し不備等が無ければ、市の債権者登録を頂きました口座に約2週間後に振込みさせていただきます。

Q8. 観光施設等には、ゴルフ場も対象となりますか？また、ゴルフ場で食べて食事も対象となりますか？

A : ゴルフ場も観光施設等に該当となります。ただし、ゴルフ場を飲食でカウントした場合、別な観光施設への立ち寄りを必要とします。

Q9. 旅行のチラシ等に補助金等の名称を記載する必要はありますか？

A : 作成するチラシ等には、次の名称を記載してください。「いわき市観光バスツアー誘客事業補助金」